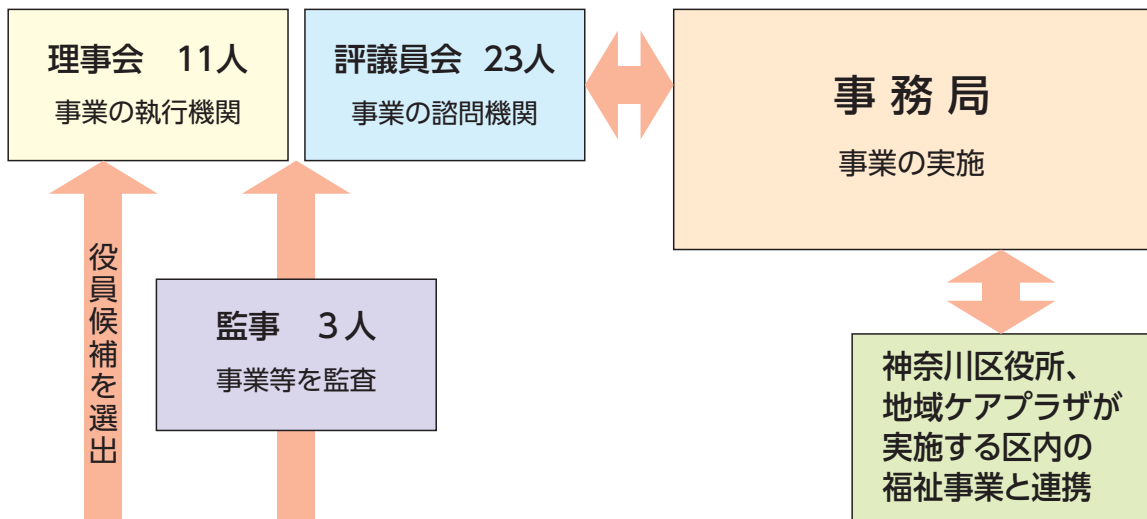


## 社会福祉法人 神奈川区社会福祉協議会の組織と活動について

**?** 区社会福祉協議会はどういう方によって支えられ、事業はどのように推進されているのでしょうか



**区内の福祉活動に関連する団体や機関など**

第1種会員 高齢、障害、児童の関連施設 44施設	第2種会員 民生委員児童委員、主任児童委員 293人	第3種会員 地区社協 21地区	第4種会員 自治会町内会 184団体	第5種会員 障害者などの当事者団体 53団体
第6種会員 ボランティア団体 49団体	第7種会員 福祉関係団体 17団体	第8種会員 行政関係 3人	第9種会員 学識経験者 3人	

**毎年度、事業計画、予算を作成し、計画的に事業・活動を実施しています**

### 事業を支える主な財源

民間財源			公的財源		
共同募金実績からの区への配分金	会員からの会費収入	区内個人や団体からの寄付(善意銀行)	横浜市からの事業委託料 横浜市社協からの補助金	神奈川区からの事業委託料	県社会福祉協議会からの事業委託料

募金団体からの配分金  
(県共同募金会、共同募金会神奈川区支会)

#### 社会福祉協議会、共同募金とは

社会福祉協議会は「福祉のまちづくり」を目指して活動する非営利の民間組織として社会福祉法第109条に法定化された団体で、全国、各都道府県、市町村に設置されています。また共同募金も社会福祉法に定められ、民間組織である共同募金会が募金することを認められた募金活動です。



## 神奈川区社会福祉協議会の事務局の職員は、 普段、どんな仕事をしているのでしょうか

### 社会福祉協議会は

足元で社会や人のためにできることをする（=社会貢献したいという）  
人たちの声に耳を傾け、その人が取り組めるように支援する組織です

その意味では公益を実現する行政の公務員と同じ立場ですが、行政が税金を使ってサービスや制度を提供するのに対し、社会福祉協議会は、現在の制度では解決できない課題を、住民の力で解決する（=共助）ため、住民側に属して住民主体を進める支援組織です。

非営利の仕事を行う見地から、事務局職員の人件費は財源的には行政からの補助金などで賄われています。

※常勤職員は、横浜市社会福祉協議会で一括採用されており、各区社会福祉協議会などに協定により派遣されています。

### 区社会福祉協議会の職員

- 事務局長、事務局次長ほか常勤7人、非常勤13人など

#### 【非常勤職員、ボランティアの内訳】

福祉保健活動拠点担当	送迎サービス担当	移動情報センター担当	あんしんセンター担当	生活福祉資金貸付担当
非常勤 5人 ボランティア相談員 6人	非常勤 2人 運転ボランティア 11人	非常勤 2人	非常勤 2人	非常勤 2人

### 行っている主な仕事

地域の福祉活動団体との協働、支援 21地区の担当職員が様々な相談や支援を行っています	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員などからの要援護者に関する相談や支援</li> <li>● 地区社協やボランティア団体への助成金、交流・研修など</li> <li>● 地区の簡易な援助活動の立ち上げやふれあい訪問活動、災害時要援護者支援活動の支援</li> <li>● 障害者団体、子育て支援団体への活動助成など</li> </ul>
福祉保健活動の場を提供する施設の運営やボランティア推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● は一と友神奈川（神奈川区福祉保健活動拠点）の運営</li> <li>● 各種ボランティア講座や交流会</li> <li>● 青少年への福祉理解啓発事業</li> </ul>
各種の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車による送迎</li> <li>● 障害者のための移動サービスの相談、情報提供</li> <li>● 金銭管理に不安のある方への相談、金銭管理のお手伝い</li> <li>● 低所得者への資金貸付の相談</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体への協力 共同募金会神奈川区支会 赤十字社神奈川区地区委員会</li> <li>● 善意銀行への寄付金受入</li> </ul>